

◆平成23年度県内各市の二役及び議会議員の給料額及び議員報酬額等調付表(地域手当含む)

金額順(※印は地域手当を含む。議長、副議長、議員に地域手当を支給している自治体はありません)

単位 円

市名	市長	順位	市名	副市長	順位	市名	議長	順位	市名	副議長	順位	市名	議員	順位
豊田市	1,241,900 ※	1	豊田市	1,046,100 ※	1	豊田市	753,000	1	豊田市	687,000	1	豊田市	621,000	1
岡崎市	1,192,320 ※	2	岡崎市	1,001,160 ※	2	豊橋市	695,000	2	豊橋市	632,000	2	岡崎市	574,000	2
刈谷市	1,133,440 ※	3	刈谷市	928,480 ※	3	岡崎市	692,000	3	岡崎市	626,000	3	豊橋市	568,000	3
安城市	1,126,400 ※	4	安城市	921,800 ※	4	春日井市	629,000	4	春日井市	569,000	4	一宮市	524,000	4
小牧市	1,107,250 ※	5	豊橋市	915,000	5	一宮市	614,000	5	一宮市	564,000	5	春日井市	523,000	5
豊橋市	1,091,000	6	小牧市	909,490 ※	6	小牧市	596,000	6	小牧市	534,000	6	小牧市	504,000	6
常滑市	1,089,000	7	常滑市	895,000	7	刈谷市	567,000	7	刈谷市	527,000	7	江南市	484,000	7
一宮市	1,071,200 ※	8	一宮市	880,650 ※	8	豊川市	562,000	8	西尾市	516,000	8	稲沢市	483,000	8
豊川市	1,069,000	9	春日井市	876,118 ※	9	西尾市	557,000	9	安城市	514,000	9	豊川市	479,000	9
碧南市	1,068,195 ※	10	東海市	876,000	10	安城市	555,000	10	豊川市	512,000	10	犬山市	474,000	10
東海市	1,063,000	11	碧南市	875,430 ※	11	稲沢市	554,000	11	江南市	504,000	11	刈谷市	468,000	11
瀬戸市	1,049,400 ※	12	豊川市	874,000	12	瀬戸市	549,000	12	稲沢市	503,000	12	安城市	463,000	12
春日井市	1,045,450 ※	13	瀬戸市	861,780 ※	13	江南市	548,000	13	碧南市	503,000	12	東海市	463,000	12
尾張旭市	1,040,920 ※	14	大府市	849,000	14	東海市	545,000	14	東海市	496,000	14	西尾市	460,000	14
大府市	1,027,000	15	江南市	842,000	15	碧南市	543,000	15	蒲郡市	489,000	15	蒲郡市	457,000	15
知多市	1,023,960 ※	16	知多市	835,280 ※	16	知多市	537,000	16	犬山市	489,000	15	知多市	453,000	16
西尾市	1,017,000	17	尾張旭市	834,220 ※	17	半田市	534,000	17	知多市	486,000	17	瀬戸市	451,000	17
犬山市	997,040 ※	18	犬山市	827,090 ※	18	蒲郡市	532,000	18	半田市	485,000	18	半田市	450,000	18
豊明市	995,000	19	半田市	820,000	19	尾張旭市	532,000	18	瀬戸市	481,000	19	碧南市	448,000	19
稲沢市	993,000	20	稲沢市	819,000	20	犬山市	529,000	20	大府市	470,000	20	大府市	438,000	20
みよし市	991,515 ※	21	みよし市	817,920 ※	21	日進市	522,000	21	尾張旭市	463,000	21	津島市	435,000	21
岩倉市	989,000	22	岩倉市	816,000	22	大府市	521,000	22	岩倉市	462,000	22	岩倉市	431,000	22
日進市	987,255 ※	23	豊明市	812,000	23	北名古屋市	520,000	23	津島市	460,000	23	尾張旭市	425,000	23
江南市	961,000	24	日進市	811,530 ※	24	あま市	515,000	24	あま市	450,000	24	日進市	416,000	24
あま市	957,900 ※	25	津島市	802,370 ※	25	清須市	515,000	24	愛西市	450,000	24	北名古屋市	410,000	25
津島市	955,840 ※	26	西尾市	795,000	26	岩倉市	512,000	26	弥富市	450,000	24	豊明市	409,000	26
半田市	943,000	27	蒲郡市	781,200	27	豊明市	504,000	27	豊明市	449,000	27	知立市	408,000	27
知立市	938,000	28	知立市	778,000	28	津島市	502,000	28	日進市	438,000	28	あま市	405,000	28
北名古屋市	930,000	29	新城市	775,000	29	愛西市	500,000	29	北名古屋市	430,000	29	清須市	405,000	28
田原市	930,000	29	あま市	772,500 ※	30	弥富市	500,000	29	知立市	429,000	30	愛西市	400,000	30
愛西市	930,000	29	愛西市	769,000	31	知立市	499,000	31	清須市	425,000	31	弥富市	400,000	30
弥富市	930,000	29	弥富市	769,000	31	新城市	489,000	32	常滑市	423,000	32	常滑市	397,000	32
蒲郡市	927,000	33	北名古屋市	760,000	33	田原市	475,000	33	新城市	409,000	33	新城市	372,000	33
新城市	925,000	34	田原市	760,000	33	常滑市	472,000	34	田原市	390,000	34	高浜市	361,000	34
清須市	920,000	35	清須市	750,000	35	みよし市	452,000	35	高浜市	387,000	35	田原市	350,000	35
高浜市	901,000	36	高浜市	749,000	36	高浜市	450,000	36	みよし市	349,000	36	みよし市	308,000	36
36市平均	1,015,500		36市平均	839,059		36市平均	543,639		36市平均	484,750		36市平均	447,694	

◆本市二役及び議会議員の給料等改定状況調

(昭和43年以降)

単位 円

改定年月日	市長	副市長	議長	副議長	議員	答申年月日	参考 教育長
S43.7.1	170,000	120,000	70,000	60,000	55,000	S43.7.17	95,000
S44.4.1	180,000	130,000					100,000
S45.4.1	200,000	150,000	80,000	70,000	65,000	S45.2.19	120,000
S45.9.1		170,000					
S45.10.1			90,000	80,000	75,000		135,000
S46.10.1	230,000	180,000					145,000
S47.4.1	250,000						150,000
S47.10.1	270,000	210,000	130,000	110,000	100,000	S47.9.16	170,000
S48.4.1	300,000	240,000					190,000
S49.4.1	350,000	280,000	170,000	150,000	140,000	S49.5.7	220,000
S49.10.1	400,000	320,000	180,000	160,000	150,000		250,000
S51.10.1	480,000	380,000	220,000	200,000	180,000	S51.11.26	330,000
S52.10.1	520,000	420,000	240,000	220,000	200,000		360,000
S53.4.1	540,000	440,000					380,000
S53.10.1	560,000	460,000	260,000	240,000	220,000	S53.11.30	400,000
S54.10.1	590,000	490,000	300,000	270,000	250,000		420,000
S55.10.1	620,000	520,000	320,000	300,000	280,000		440,000
S57.4.1	680,000	540,000				S57.1.25	480,000
S59.10.1	700,000	580,000					520,000
S60.3.1			360,000	340,000	320,000		
S61.10.1	780,000	650,000	430,000	400,000	370,000	S61.7.22	580,000
H1.10.1	860,000	720,000	470,000	435,000	400,000	H1.9.4	610,000
H3.4.1	910,000	760,000	490,000	455,000	420,000	H3.2.4	640,000
H4.10.1	970,000	800,000	530,000	485,000	450,000	H4.8.17	670,000
H6.10.1	1,000,000	820,000	550,000	500,000	465,000	H6.8.16	685,000
H8.10.1	1,040,000	850,000	570,000	520,000	485,000	H8.8.12	725,000
H16.4.1	1,029,000	841,000	564,000	514,000	480,000	H16.1.21	717,000
H18.4.1	1,073,000	877,000				H17.11.21	755,000
H22.4.1	1,069,000	874,000	562,000	512,000	479,000	H22.1.7	753,000

◆平成23年度本市二役及び議会議員の年収額の推移

【市長】

	月額	年収	年収増減額	増減の理由
8年度	1,040	20,867	803	給料改定
9年度	1,040	20,935	68	給料、期末勤勉手当改定
10年度	1,040	20,935	0	
11年度	1,040	19,851	-1,084	勤勉手当廃止(以後管理職加算有)
12年度	1,040	19,606	-245	期末手当改定
13年度	1,040	19,524	-82	期末手当改定
14年度	1,040	19,443	-81	期末手当改定
15年度	1,040	19,116	-327	期末手当改定
16年度	1,029	18,914	-202	給料改定
17年度	1,029	18,170	-743	地域手当・期末手当改定
18年度	1,073	18,088	-82	給料改定・地域手当廃止
19年度	1,073	18,088	0	
20年度	1,073	18,088	0	
21年度	1,073	17,699	-389	期末手当改定
22年度	1,069	17,401	-298	給料・期末手当改定
23年度	1,069	17,401	0	

【副市長】

	月額	年収	年収増減額	増減の理由
8年度	850	17,054	602	給料改定
9年度	850	17,111	57	給料、期末勤勉手当改定
10年度	850	17,111	0	
11年度	850	16,224	-887	勤勉手当廃止(以後管理職加算有)
12年度	850	16,024	-200	期末手当改定
13年度	850	15,957	-67	期末手当改定
14年度	850	15,891	-66	期末手当改定
15年度	850	15,624	-267	期末手当改定
16年度	841	15,458	-166	給料改定
17年度	841	14,851	-608	地域手当・期末手当改定
18年度	877	14,784	-67	給料改定・地域手当廃止
19年度	877	14,784	0	
20年度	877	14,784	0	
21年度	877	14,466	-318	期末手当
22年度	874	14,227	-239	給料・期末手当改定
23年度	874	14,227	0	

【議長】

	月額	年収	年収増減額	増減の理由
8年度	570	10,397	365	議員報酬改定
9年度	570	10,431	34	期末勤勉手当改定
10年度	570	10,431	0	
11年度	570	9,939	-492	勤勉手当廃止(以後管理職加算有)
12年度	570	9,815	-124	期末手当改定
13年度	570	9,774	-41	期末手当改定
14年度	570	9,733	-41	期末手当改定
15年度	570	9,567	-166	期末手当改定
16年度	564	9,467	-100	議員報酬改定
17年度	564	9,508	41	期末手当改定
18年度	564	9,508	0	
19年度	564	9,508	0	
20年度	564	9,508	0	
21年度	564	9,303	-205	期末手当改定
22年度	562	9,148	-155	報酬・期末手当改定
23年度	562	9,148	0	

【副議長】

	月額	年収	年収増減額	増減の理由
8年度	520	9,485	365	議員報酬改定
9年度	520	9,516	31	期末勤勉手当改定
10年度	520	9,516	0	
11年度	520	9,068	-448	勤勉手当廃止(以後管理職加算有)
12年度	520	8,954	-114	期末手当改定
13年度	520	8,917	-37	期末手当改定
14年度	520	8,879	-38	期末手当改定
15年度	520	8,728	-151	期末手当改定
16年度	514	8,627	-101	議員報酬改定
17年度	514	8,665	38	期末手当改定
18年度	514	8,665	0	
19年度	514	8,665	0	
20年度	514	8,665	0	
21年度	514	8,478	-187	期末手当改定
22年度	514	8,334	-144	報酬・期末手当改定
23年度	514	8,334	0	

【議員】

	月額	年収	年収増減額	増減の理由
8年度	485	8,846	364	議員報酬改定
9年度	485	8,876	30	期末勤勉手当改定
10年度	485	8,876	0	
11年度	485	8,457	-419	勤勉手当廃止(以後管理職加算有)
12年度	485	8,352	-105	期末手当改定
13年度	485	8,317	-35	期末手当改定
14年度	485	8,281	-36	期末手当改定
15年度	485	8,141	-140	期末手当改定
16年度	480	8,057	-84	議員報酬改定
17年度	480	8,092	35	期末手当改定
18年度	480	8,092	0	
19年度	480	8,092	0	
20年度	480	8,092	0	
21年度	480	7,918	-174	期末手当改定
22年度	479	7,797	-121	報酬・期末手当改定
23年度	479	7,797	0	

人事院勧告制度

1 勧告の意義と役割

公務員は、民間企業の勤労者とは異なり、争議権や団体交渉権など憲法で保障された労働基本権が制約されています。給与勧告は、その代償措置として、公務員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものです。

公務員給与については、納税者である国民の理解と納得を得る必要があることから、人事院が労使当事者以外の第三者の立場に立って、官民給与の正確な比較を基に給与勧告を行うことにより、適正な公務員給与が確保されています。

勧告が実施され、適正な処遇を確保することは、労使関係の安定を図り、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっています。

2 民間準拠の考え方

人事院は、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準を均衡させること、すなわち民間準拠を基本に、官民の給与を精密に比較（ラスパイレレス方式）した上で、社会経済情勢全般の動向等を踏まえながら勧告を行っています。

人事院が、民間準拠を基本に勧告を行っている理由は、

- ① 国は民間企業と異なり、市場原理による給与決定が困難
- ② 職員も勤労者であり、社会一般の情勢に適応した適正な給与の確保が必要
- ③ 職員の給与は国民の負担で賄われている

以上のことなどから、労使交渉等によってその時々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間企業従業員の給与に公務員給与を合わせていくことが最も合理的であり、職員をはじめ広く国民の理解と納得を得られる方法であると考えられます。

3 対象職員（右記①のとおり）

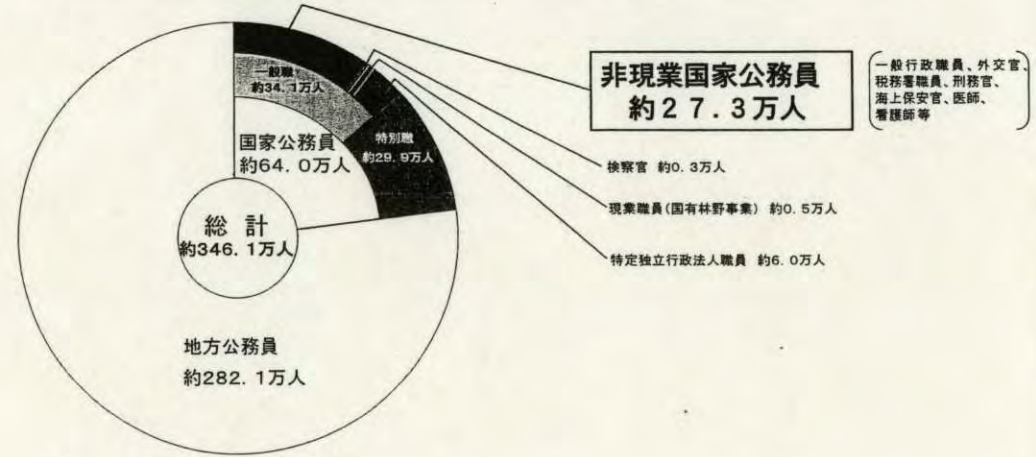
4 給与勧告の手順（右記②のとおり）

5 勧告の経過及び本市の改定

	人事院勧告 官民較差(%)	本市一般職 改定率(%)	期末勤勉手当 支給率(月)	本市特別職 改定率(%)市長	期末勤勉手当 支給率(月)
平成14年度	▲2.03	▲2.01	4.65	—	3.50
平成15年度	▲1.07	▲1.21	4.4	—	3.30
平成16年度	—	—	4.40	▲1.06	3.30
平成17年度	▲0.36	▲0.32	4.45	—	3.35
平成18年度	—	—	4.45	4.28	3.35
平成19年度	0.35	0.16	4.50	—	3.35
平成20年度	—	—	4.50	—	3.35
平成21年度	▲0.22	▲0.18	4.15	—	3.10
平成22年度	▲0.19	▲0.29	3.95	▲0.37	2.95
平成23年度	▲0.23	▲0.27	3.95	—	2.95

① 給与勧告の対象職員

公務員には、国家公務員約64.0万人と、地方公務員約282.1万人がいます。そのうち、人事院の給与勧告の対象となるのは、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける一般職の非現業国家公務員約27.3万人です。



(注)1 国家公務員の数は平成23年度末予算定員等による。
2 地方公務員の数は総務省「平成22年地方公務員給与実態調査」に基づいて推計したものである。

② 給与勧告の手順

人事院では、国家公務員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間(前年8月から当年7月まで)の支給実績を正確に把握し、民間の年間支給割合に国家公務員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

